

岐阜県公報

目次

公安委員会規則

岐阜県特例施設占有者の指定等に関する規則

(会 計 課)

ページ

号外 (一) 平成十九年十二月七日

公安委員会規則

岐阜県特例施設占有者の指定等に関する規則をここに公布する。

平成十九年十二月七日

岐阜県公安委員会

委員長 鈴木 嘉 進

岐阜県公安委員会規則第十四号

岐阜県特例施設占有者の指定等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、遺失物法（平成十八年法律第七十三号。以下「法」という。）、遺失物法施行令（平成十九年政令第二十一号。以下「令」という。）及び遺失物法施行規則（平成十九年国家公安委員会規則第六号。以下「施行規則」という。）の規定による特例施設占有者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特例施設占有者の指定)

第二条 施行規則第二十八条第一項の申請をする施設占有者（以下「申請者」という。）は、同条第二項に規定する事項を記載した申請書をその施設（移動施設にあつては、その施設占有者の主たる事務所）の所在地を管轄する警察署を経由して岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出するものとする。

2 公安委員会は、令第五条第五号の規定による指定をしたときは、指定通知書（別記第一号様式）により、申請者にその旨を通知するものとする。

3 公安委員会は、前項の指定をしなかつたときは、不指定通知書（別記第二号様式）により、申請者にその旨を通知するものとする。

4 施行規則第二十八条第四項の規定による公示は、同項に規定する事項を岐阜県公報

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たるときは翌日)

平成十九年十二月七日

(以下「県公報」という。)に掲載する」とにより行うものとする。

(指定特例施設占有者に係る公示事項の変更)

第三条 施行規則第二十九条第二項の規定による公示は、施行規則第二十八条第四項に規定する事項及び変更の届出があった旨を県公報に掲載することにより行うものとする。

(指定の取消し)

第四条 公安委員会は、施行規則第三十条第一項の規定による指定の取消しをしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第二十六号)の規定に基づき聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の取消しをしたときは、指定取消通知書(別記第三号様式)により、当該取消しの相手方にその旨を通知するものとする。

3 施行規則第三十条第二項の規定による公示は、施行規則第二十八条第二項第二号に掲げる事項、取消年月日及び取消しをする理由を県公報に掲載することにより行うものとする。

(報告等の要求)

第五条 法第二十五条第一項の規定による報告又は資料の提出の要求及び同条第二項の規定による報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求は、報告等要求書(別記第四号様式)により行うものとする。

(指示書による指示)

第六条 法第二十六条第一項及び第二項の規定による指示は、指示書(別記第五号様式)により行うものとする。

2 第四条第一項の規定は、前項の指示をしようとするときについて準用する。この場合において、同項中「聴聞を行わなければならない」とあるのは、「弁明の機会の付与を行わなければならない。」「と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成十九年十二月十日から施行する。

別記

第1号様式(第2条関係)

第 号

指 定 通 知 書

様

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
年 月 日付付で申請のあった下記の施設については、遺失物
法施行令第5条第5号の規定に基づき特例施設占有者として指定をしたので通
知する。

記

施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

年 月 日

岐阜県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 号

不 指 定 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

様

年 月 日付けで申請のあった下記の施設については、遺失
物法施行令第5条第5号の規定に基づく特例施設占有者の指定をしないので通
知する。

記

施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

理 由

年 月 日

岐阜県公安委員会 印

1 この処分不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県公安委員会(岐阜県警察本部会計課経由)に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 号

指 定 取 消 通 知 書

様

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき、 年 月 日
付けをもって指定した下記の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したの
で通知する。

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

取消年月日 年 月 日

理由

年 月 日

岐阜県公安委員会 印

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 1 行政手続法（平成5年法律第88号）第27条第2項ただし書の規定により

異議申立てをすることができるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による異議申立ての教示も併せて書面により行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 号

報 告 等 要 求 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

様

報 告 提 出 資 料 の 提 示
第25条第1項 の規定に基づき、下記のとおり 保管物件の提示
運失物法 第25条第2項

を求める。

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

報告を求める事項

提出を求める資料

提示を求める保管物件

年 月 日

岐阜県公安委員会 印

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

1 この処分不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県公安委員会（岐阜県警察本部会計課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号

指 示 書

様

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

遺失物法 第26条第1項 の規定に基づき、下記のとおり指示する。

第26条第2項

記

施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

指示事項

指示をする理由

年 月 日

岐阜県公安委員会 印

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

- この処分不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県公安委員会(岐阜県警察本部会計課経由)に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)